

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 号
件 名	新潟市男女共同参画推進条例の適切な運用を求めることについて
要 旨	<p>平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、翌平成12年12月には男女共同参画基本計画が策定されました。こうした国の動きを受けて、地方公共団体も次々と男女共同参画推進のための条例を制定するようになり、新潟市も平成17年4月に新潟市男女共同参画推進条例を制定しました。</p> <p>しかしながら、こうした動きの中で、「男女共同参画」の名のもとに男らしさや女らしさを否定したり、あるいは男女の性差の解消を図ろうとする「ジェンダーフリー」の考え方が流布されるようになりました。その結果、政府は「男女共同参画はジェンダーフリー思想の普及を目的とするものではない」という趣旨の説明を国会等を行うとともに、平成17年12月に閣議決定された「第2次男女共同参画基本計画」（以下「第2次基本計画」）において、男女共同参画をめぐる誤解や非常識な実践を是正するための指摘がなされることとなりました。</p> <p>すなわち、「第2次基本計画」は、「社会的性別」（ジェンダー）の視点の定義について、誤解の解消に努め、また、恣意的運用・解釈が行われないよう、わかりやすい広報・啓発活動を進める」「（ジェンダーは）それ自体に良い、悪いの価値を含むものではない」「我が国では、刑法及び母体保護法に反し中絶の自由を認めるものではない」等々、「ジェンダーフリー」の考え方は明確に一線を画した男女共同参画推進のための基本方針を明示しています。</p> <p>また、「第2次基本計画」では、「女性学」や「ジェンダー研究」の文言が削除される一方、「妊娠・出産等に関する健康支援」という施策を柱に据え、そこに「母乳育児の普及」を盛り込むなど、いわば「母性重視」の視点が強調されることとなりました。</p> <p>さらに「積極的改善措置」についても、「男女の実質的な機会の均等を目指すものであり、様々な人々の差異を無視して一律平等に扱うという結果の平等まで求めるものではない」とのただし書きが新たにつけられました。これは、男女共同参画があたかも「結果の平等」を目指すものであるかのような誤解を是正するための措置と考えられます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	平成20年12月 3日 市民厚生常任委員会
受 理	平成20年11月26日 第52号

こうした国の方針を受けて、平成18年に作成された新潟県の「男女共同参画計画」（以下「基本計画」）でも、「ジェンダー・フリー」という用語を使用して、性差を否定したり、男らしさ、女らしさや男女の区別をなくして人間の中性化を目指すこと、また、家族やひな祭り等の伝統文化を否定することは、県民が求める男女平等社会とは異なります。例えば、児童生徒の発達段階を踏まえない行き過ぎた性教育、男女同室着替え、男女同室宿泊、男女混合騎馬戦等の事例は極めて非常識です。また、公共の施設におけるトイレの男女別色表示を同色にすることは、男女平等社会の趣旨から導き出されるものではありません」と明記されました。

このような男女共同参画施策のあり方をめぐる国や県の新たな方針は、新潟市が新潟市男女共同参画推進条例に基づく施策を実施する上で、十分に考慮されるべきものと思われまます。

特に出産、育児といった家族の営みはもとより、ひな祭りや端午の節句などを初めとする我が国に継承されてきたよき伝統、文化、慣習の中には、男女の自然の性差に基づく役割分担などの性別秩序によって支えられているものも決して少なくありません。

また、仕事と家庭生活との両立を希望する女性が存在する一方、家事、育児に専念することで自己実現を図りたいと望んでいる多くの専業主婦が存在するのも事実です。

国の「第2次基本計画」を考慮するならば、「男女共同参画」の名のもとに、男女の自然の性差に基づく適切な役割分担までも否定したり、専業主婦の存在を抑圧、排除するようことがあってはならないことは言うまでもありません。そのことは、男女の性差は胎児期におけるホルモンの分泌によって生まれつき決定されるものであるとする最近の脳医学などの知見に照らしても明らかだと考えられます。

今後、新潟市が国の「第2次基本計画」や県の「基本計画」、また最新の脳科学等の知見を踏まえ、下記の事項に基づき、現行条例を適正に運用されるよう陳情いたします。

記

- 1 日本よき伝統、文化、慣習を尊重するよう配慮すること。
- 1 心身における男女の性差に配慮すること。
- 1 家族のきずなを強め、また家庭が安らぎの場となるよう配慮すること。
（この場合の「家族」とは男と女による夫婦や親子、兄弟などの血縁関係をもとにした生活共同体をいう）
- 1 専業主婦の社会的貢献を適切に評価し、保育園増設など働く女性のための経済支援だけでなく、家庭育児についても経済的な支援をするよう努めること。

（次頁につづく）

陳情第 21 号

1 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(新潟市男女共同参画推進条例第 3 条第 5 号)については、墮胎を容認したり、安易な性行動を推奨するものではないことを、全市民に周知徹底させること。

1 数値目標は「結果の平等」を達成するためのものではなく、あくまでも一つの目安として策定し、いわゆる「逆差別」を招かないよう配慮すること。

1 新潟市の関係団体、関係諸機関において「ジェンダー学」「女性学」の学習や研究を奨励、助成しないこと。

1 新潟市及び関係団体が発行する文書や広報等で、男女の呼称を意図的に「さん」で統一しないこと。

1 新潟市及び関係団体が主催、共催する催しにおける登壇者、講演者、パネラーについては当局が責任をもって事前にチェックし、偏向した人選がなされないよう配慮すること。